

いじめゼロに向けた生徒指導計画

はじめに

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。

本校では、生徒の尊厳を保持する目的の下、国・地方公共団体・学校・地域住民・家庭その他の関係者と連携し、いじめの問題の克服、防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

1 いじめの定義

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

この定義をふまえた上で、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立って行う。

加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応を取る。

2 いじめの理解

いじめは、どの子供にも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものであることを理解しておく。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気的形成されるようにすることに努める。

3 いじめの防止などに関する基本的考え方

(1) いじめの防止

いじめは、どの子供にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要である。いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない地域をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての生徒に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力を養うことに努めていく。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む観点が必要である。加えて、全ての生徒が安心でき、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりのため、アンケートなどの実施を通して生徒から情報を集め、未然防止に努めていく。

(2) 早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。このため、いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することに努める。

いじめの早期発見のため、本校では、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、スクールカウンセラー、SSW（スクールソーシャルワーカー）との面談、相談の周知等により、生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、地域、家庭と連携して生徒を見守る体制を整えておく。

(3) いじめに対する措置

いじめがあることが確認された場合、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保し、いじめたとされる生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行う。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連携が必要である。

このため、教職員は、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整えておく。

(4) 指導にあたっての留意事項

生徒指導・いじめ問題は、解決にあたり慎重に取り組まなければならない。同時に加害者・被害者の氏名の特定、状況等を具体的な面まで踏み込む必要がある。したがって、加害者・被害者のプライバシーに関わるとともに、人権保護にも配慮する必要がある。委員には守秘義務も生ずる。

この趣旨から、状況に応じて指導にあたるメンバーは臨機応変に対応する必要がある。

4 いじめ防止などの対策のための組織

(1) 諸指導機関

塩釜警察署七ヶ浜交番 民生児童委員 主任児童委員 補導委員

(2) P T A関係

P T A会長 副会長 指導委員長

(3) 生徒

生徒会会長 副会長

(4) 学校関係

校長 教頭 養護教諭 教務主任 学年主任 生徒指導主事

※(4)に準じて、状況に応じて委員会は、委員の一部を除いて行うなど臨機応変に開催する。

5 いじめ対策年間指導計画

- 4月・・・生徒指導情報交換会（共通理解）、学年・学級開きでいじめ防止への指導
学級ルールづくり、人間関係づくり、学年・学級懇談会
- 5月・・・第1回QU検査実施、思いやり調査実施
宿泊行事を通した人間関係づくり
- 6月・・・思いやり調査実施、PTA校外巡視（郡中総体のとき）
- 7月・・・家庭訪問による相談（3年生は三者教育相談）
第1回QU検査の結果検証・対策会議（各学年による）
思いやり調査実施、学年・学級懇談会
- 8月・・・PTA校外巡視（体育祭のとき）、PTA朝のあいさつ運動（夏休み明け）
体育祭を通した人間関係づくり
- 9月・・・PTA校外巡視（新人戦のとき）、思いやり調査実施
- 10月・・・PTA校外巡視（合唱コンクールのとき）
思いやり調査実施、合唱コンクールを通した人間関係づくり
- 11月・・・三者教育相談、思いやり調査実施
- 12月・・・学年・学級懇談会、思いやり調査実施
- 1月・・・PTA朝のあいさつ運動（冬休み明け）、思いやり調査実施
- 2月・・・新入生保護者説明会、思いやり調査実施
- 3月・・・小中連絡協議会、記録の整理、引き継ぎ資料の作成

6 重大事態発生に係わる対応について

(1) 重大事態発生とは

- ・生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

などのケースのように、いじめにより本校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときや、いじめにより本校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 「いじめ問題調査委員会」の設置

「生徒指導（いじめ）問題対策委員会」の構成員が母体となり、当該重大事態の性質に応じて適切な人員を加えて構成する。

(3) 「いじめ問題対策委員会」の役割

構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、学年主任、教育相談担当教員、
その他関係職員（学級担任、部活動担当顧問教員など）

- 発生した重大事態である事案に係わる調査・指導体制の確立
- 当該調査に係わるいじめを受けた生徒及保護者に対し当該調査に係わる重大事態など必要な情報を提供する。
- いじめた生徒及び保護者について、随時、学校への呼び出しを行うとともに、必要に応じて家庭訪問を行い、調査、指導する。
- 他の保護者への対応については、PTA役員と相談の上、重大事案であることが明らかな場合は、緊急の説明会を開催し、状況説明を行う。
- 調査の結果については、七ヶ浜町教育委員会を通じて町長に報告する。